

グループホームめぞん・ぽぷら 意思決定支援指針

（目的）

第1条 本指針は「特定非営利活動法人精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議（以下、「法人」という。）が運営する「グループホームめぞん・ぽぷら（以下、「事業所」という。）」において「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法」という。）」に基づき「共同生活援助」を提供する上で、事業所の職員が、法第42条の定めに従い、利用者に対して行う「意思決定支援」について示すものである。

（定義）

第2条 「意思決定支援」とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業所の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

（意思決定支援の範囲）

第3条 事業所における意思決定支援の範囲は以下のとおりである。

（1）日常生活における場面

食事・衣服の選択、外出・排せつ・整容・入浴等基本的生活習慣に関する場面

（2）社会生活における場面

事業所から入所施設等、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面

事業所内や住み慣れた地域において、結婚や出産、子育てを希望する場面

（意思決定支援における留意点）

第4条 事業所において意思決定支援を行う際の留意点は以下のとおりである。

（1）本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与えるため、意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントを実施することに留意する。

（2）人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受けることに留意する。

（意思決定支援の基本原則）

第5条 事業所において意思決定支援を行う際の基本原則は以下のとおりである。

（1）利用者への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、利用者が理解できるよう工夫して行う。

（2）職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める。

（3）利用者の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、当該利用者をよく知る関係者が集まって、利用者の日常生活やサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する。

（利用者の最善の利益の追求）

第6条 本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、第三者が本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合は最後の手段であり、以下の点に留意する。

（１）メリット・デメリットの検討

複数の選択肢からメリットとデメリットを可能な限り挙げ、比較検討する。

（２）相反する選択肢の両立

二者択一の場合においても、相反する選択肢を両立させることを考える。

（３）自由の制限の最小化

本人の生命・身体の安全を守るために、行動の自由を制限せざるを得ない場合でも他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。

2 前項のプロセスにおいて、家族及び後見人に参画を得る。

（意思決定支援の枠組み）

第7条 意思決定支援の枠組みは以下のとおりである。

（１）「意思決定支援責任者」を配置する

（２）意思決定支援に先立ち「利用者面談」を実施する

（３）「意思決定支援会議」を実施する。

（４）「意思決定支援方針書（意思決定支援計画）」を作成する

（５）「意思決定支援方針書交付面談」を実施する。

（意思決定支援責任者の選任）

第8条 事業所に「意思決定支援責任者」を配置する。

2 前項の意思決定支援責任者は事業所の管理者が兼ねる。

3 事業所のサービス管理責任者は意思決定支援責任者を補佐する。

（利用者面談の実施）

第9条 日々のサービス提供において職員が利用者等から意思決定支援を求める申し出があった場合、または、職員が意思決定支援を必要とすると判断した場合は、速やかに意思決定支援責任者（以下「支援責任者」という。）にその旨を報告し、報告を受けた支援責任者は意思決定支援の必要性を確認するために利用者から聞き取りが必要と判断された場合は、支援責任者又はサービス管理責任者に加え2名以上の職員の出席のもと、「個別面談」を実施する。

2 意思決定支援の内容が、結婚や出産、子育ての希望、これらに準ずる希望など複数名に関係するものである場合は、前項の個別面談に加え、「複数名面談」を実施する。

3 前2項の面談において、支援責任者が利用者本人に加え、家族や関係者等に同席が必要と判断した場合は、利用者の同意を得て同席させることができる。

4 支援責任者は、別記様式 1-1 又は 1-2「意思決定面談記録」を作成し、利用者及び同席者に開示し、その記録内容に誤りがないか確認を求める。

（意思決定支援会議の開催）

第10条 支援責任者は、事業所の管理者の同意を得て「意思決定支援会議」を開催する。

2 意思決定支援会議（以下「支援会議」という。）は、支援管理者のほかサービス管理責任者、世話人及び生活支援員など複数名で開催する。

3 支援会議は、支援責任者が必要と認める場合に開催する「随時開催方式」とする。

- 4 意思決定面談記録や関係記録等、個別支援計画等を踏まえ、意思決定支援の方向性等を検討する。
- 5 支援会議は、職員会議や個別支援会議等の会議と兼ねて開催することができる。
- 6 支援会議の内容は別記様式 2「意思決定支援会議記録」に記録する。

（意思決定支援方針書の作成）

第 11 条 前条の支援会議において検討した意思決定支援の方向性を踏まえ、支援管理者は別記様式 3-1 又は 3-2「意思決定支援方針書（意思決定支援計画）」を作成する。

（意思決定支援方針書交付面談の実施）

第 12 条 支援管理者は「意思決定支援方針書交付面談（以下、「交付面談」という。）」を実施し、前条において作成した「意思決定支援方針書」を利用者及び同席者に交付するとともに、その内容を入念に説明し、同意を得る。

- 2 交付面談は、支援責任者に加え 2 名以上の職員の出席のもと実施する。
- 3 支援管理者は別記様式 4「意思決定支援方針書交付面談記録」を作成し、利用者及び同席者に対し、その記録内容に誤りがないか確認を求める。

（個別支援計画への反映等）

第 13 条 意思決定支援方針（意思決定支援計画）は個別支援計画に反映する。

- 2 個別支援計画同様、6 か月毎にモニタリングと評価を実施する。

（職員研修）

第 14 条 事業所は、支援管理者を含む職員の意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取組みを促進させるため、外部研修への参加、職員研修の実施などに努める。

（関係書類の取り扱い）

第 15 条 第 9 条第 4 項、第 10 条第 6 項、第 11 条第 1 項、第 12 条第 3 項にしたがい作成した書類の保存年数は永久保存とする。

- 2 利用者本人又は親族、代理人から前項の書類の閲覧や交付を求められた場合に限り、原則全部公開とし、事業所はその求めに応じる。

（附則）

- 1 . この指針は、令和 5 年 10 月 1 日より施行する。
- 2 . この指針は、令和 7 年 10 月 1 日より施行する。

理事長	副理事長	理 事	事務局長	管理者	サビ管	主幹	主 任	職 員

意思決定支援面談記録（個別用）

面談年月日	令和 年 月 日 ()			作成者		(印)	
面談時間	: ~ :						
面談場所							
利用者名		出席 職員	☐	☐	☐		
			☐	☐	☐		
同席者名		出席 関係者		(所属)			
				(所属)			
				(所属)			
意思決定の 内容分野	☐ 就労等	[詳細]	☐ 一般就労枠	☐ 障害者雇用枠	☐ 福祉的就労		
			☐ その他				
	☐ 転居等	[詳細]	☐ 一人暮らし	☐ 家族等と同居	☐ 他施設へ転居		
			☐ その他				
	☐ 異性関係	[詳細]	(相手方)	☐ 同施設者	☐ 別施設者	☐ 在宅者	
			☐ 交 際	☐ 結 婚	☐ 別 離		
			☐ その他				
	☐ 妊娠出産	[詳細]	☐ 妊 娠	☐ 出 産	☐ 育 児		
			☐ その他				
	☐ その他	[詳細]					
意思決定 内容の概要 (簡潔に)							
意思決定 に至った 経緯や動機 (理由や背景等)							

意思決定に伴う希望・要望等	今すぐのこと	
	将来的なこと	
意思決定に伴い事業所に求める支援等	今すぐのこと	
	将来的なこと	

この面談記録の記載内容に間違いありません。

令和 年 月 日 利用者氏名 (印)

同席者氏名 (印)

理事長	副理事長	理 事	事務局長	管理者	サビ管	主幹	主 任	職 員

意思決定支援面談記録（複数名用）

面談年月日	令和 年 月 日 ()			作成者	(印)	
面談時間	: ~ :					
面談場所						
利用者名		出席 職員	☐	☐	☐	
			☐	☐	☐	
同席者名		出席 関係者		(所属)		
				(所属)		
				(所属)		
意思決定の 内容分野	☐ 就労等	[詳細]	☐ 一般就労枠	☐ 障害者雇用枠	☐ 福祉的就労	
			☐ その他			
	☐ 転居等	[詳細]	☐ 一人暮らし	☐ 家族等と同居	☐ 他施設へ転居	
			☐ その他			
	☐ 異性関係	[詳細]	(相手方)	☐ 同施設者	☐ 別施設者	☐ 在宅者
			☐ 交 際	☐ 結 婚	☐ 別 離	
			☐ その他			
	☐ 妊娠出産	[詳細]	☐ 妊 娠	☐ 出 産	☐ 育 児	
			☐ その他			
	☐ その他	[詳細]				
意思決定 内容の概要 (簡潔に)						
意思決定 に至った 経緯や動機 (理由や背景等)						

意思決定に伴う希望・要望等	今すぐのこと	
	将来的なこと	
意思決定に伴い事業所に求める支援等	今すぐのこと	
	将来的なこと	

令和 年 月 日 利用者氏名 (印)

(印)

(印)

同席者氏名 (印)

理事長	副理事長	理 事	事務局長	管理者	サビ管	主幹	主 任	職 員

意思決定支援会議記録

開催年月日	令和 年 月 日 ()				意思決定支援 責任者 (記録作成者)		(印)	
開催時間	: ~ :							
開催場所								
支援対象者 (利用者名)		出席 職員	☐	☐	☐			
			☐	☐	☐			
	同席者名		出席 関係者			(所属)		
						(所属)		
意思決定の 内容分野	☐ 就労等	[詳細]	☐ 一般就労枠		☐ 障害者雇用枠	☐ 福祉的就労		
			☐ その他					
	☐ 転居等	[詳細]	☐ 一人暮らし		☐ 家族等と同居	☐ 他施設へ転居		
			☐ その他					
	☐ 異性関係	[詳細]	(相手方)		☐ 同施設者	☐ 別施設者	☐ 在宅者	
			☐ 交 際		☐ 結 婚		☐ 別 離	
			☐ その他					
	☐ 妊娠出産	[詳細]	☐ 妊 娠		☐ 出 産	☐ 育 児		
			☐ その他					
	☐ その他	[詳細]						
意思決定 内容の概要								
意思決定 に至った 経緯や動機 (理由や背景等)								

会 議 録	
会 議 結 果	

理事長	副理事長	理 事	事務局長	管理者	サビ管	主幹	主 任	職 員

意思決定支援方針書（個別用）

作成年月日	令和 年 月 日				作成者	(印)
支援期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで					
利用者名			支援場所			
			特記事項			
意思決定の内容分野	☐ 就労等	[詳細]	☐ 一般就労枠	☐ 障害者雇用枠	☐ 福祉的就労	
			☐ その他			
	☐ 転居等	[詳細]	☐ 一人暮らし	☐ 家族等と同居	☐ 他施設へ転居	
			☐ その他			
	☐ 異性関係	[詳細]	(相手方)	☐ 同施設者	☐ 別施設者	☐ 在宅者
			☐ 交 際	☐ 結 婚	☐ 別 離	
			☐ その他			
	☐ 妊娠出産	[詳細]	☐ 妊 娠	☐ 出 産	☐ 育 児	
			☐ その他			
	☐ その他	[詳細]				
意思決定内容の概要 (簡潔に)						
意思決定に至った経緯や動機 (理由や背景等)						
事業所として意思決定支援が必要と判断した経緯等						

利用者の意向	短期的な意向	希望・要望	
		求める支援	
	将来的な意向	希望・要望	
		求める支援	
事業所の意向	支援内容		
	要望や条件等		

この支援方針書に記載された内容及び説明に同意します。

令和 年 月 日 利用者氏名 (印)

同席者氏名 (印)

理事長	副理事長	理 事	事務局長	管理者	サビ管	主幹	主 任	職 員

意思決定支援方針書（複数名用）

作成年月日	令和 年 月 日				作成者	(印)
支援期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで					
利用者名			支援場所			
			特記事項			
意思決定の内容分野	☐ 就労等	[詳細]	☐ 一般就労枠	☐ 障害者雇用枠	☐ 福祉的就労	
			☐ その他			
	☐ 転居等	[詳細]	☐ 一人暮らし	☐ 家族等と同居	☐ 他施設へ転居	
			☐ その他			
	☐ 異性関係	[詳細]	(相手方)	☐ 同施設者	☐ 別施設者	☐ 在宅者
			☐ 交 際	☐ 結 婚	☐ 別 離	
			☐ その他			
	☐ 妊娠出産	[詳細]	☐ 妊 娠	☐ 出 産	☐ 育 児	
☐ その他						
☐ その他	[詳細]					
意思決定内容の概要（簡潔に）						
意思決定に至った経緯や動機（理由や背景等）						
事業所として意思決定支援が必要と判断した経緯等						

利用者の意向	短期的な意向	希望・要望	
		求める支援	
	将来的な意向	希望・要望	
		求める支援	
事業所の意向	支援内容		
	要望や条件等		

令和 年 月 日 利用者氏名 (印)

(印)

(印)

同席者氏名 (印)

理事長	副理事長	理 事	事務局長	管理者	サビ管	主幹	主 任	職 員

意思決定支援方針書交付面談記録

面談年月日	令和 年 月 日 ()			作成者	(印)	
面談時間	: ~ :					
面談場所						
利用者名		出席 職員	☐	☐	☐	
			☐	☐	☐	
	同席者名	出席 関係者		(所属)		
				(所属)		
意思決定の 内容分野	☐ 就労等	[詳細]	☐ 一般就労枠	☐ 障害者雇用枠	☐ 福祉的就労	
			☐ その他			
	☐ 転居等	[詳細]	☐ 一人暮らし	☐ 家族等と同居	☐ 他施設へ転居	
			☐ その他			
	☐ 異性関係	[詳細]	(相手方)	☐ 同施設者	☐ 別施設者	☐ 在宅者
			☐ 交 際	☐ 結 婚	☐ 別 離	
			☐ その他			
	☐ 妊娠出産	[詳細]	☐ 妊 娠	☐ 出 産	☐ 育 児	
			☐ その他			
	☐ その他	[詳細]				
意思決定の 内容と経緯 や動機等						
当該意思決定に関する 事業所の これまでの 対応						

意思決定支援の概要	支援内容	
	要望や条件等	
面談における利用者等の意見や感想等		

この支援方針書説明記録の記載内容に間違いありません。

令和 年 月 日 利用者氏名 (印)

(印)

(印)

同席者氏名 (印)